

## スマートエスイーコンソーシアム 会則

### (名称)

第1条 本会は、スマートエスイーコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。英文名は、“Smart SE Consortium”とする。

### (目的)

第2条 本コンソーシアムは、スマートシステム&サービス技術領域における産学連携の新しい教育・研究の場の提供とともに、イノベティブ人材の育成と活躍の場の拡大を目的とする。

### (事業内容)

第3条 本コンソーシアムは、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 スマートエスイー教育プログラムの提供
- 二 会員同士の交流の場の提供
- 三 教材の開発および提供
- 四 公開シンポジウム、セミナー等の開催
- 五 技術調査および研究開発
- 六 その他研究および人材の育成に資する活動

### (事業年度)

第4条 本コンソーシアムの事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。

### (会員)

第5条 本会則における会員とは、本コンソーシアムの趣旨に賛同する者であって、第6条第1項に基づき本コンソーシアムへの入会を承認された者をいう。

### (会員の入退会等)

第6条 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、所定の申込書を第12条第2項に規定する会長（以下「会長」という。）あてに提出し、会長の承認により入会を決定する。

2 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該

退会届を受理した会長が承認する。ただし、退会以前に納付した会費は返還されず、また、会費の未納または不足が生じている場合には、会員はこれを完納しなければならない。

- 3 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。
- 4 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は当該会員と協議の上、必要な場合は運営委員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
  - 一 会費の滞納があるとき
  - 二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
  - 三 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

#### (会員の種別)

第7条 会員の種別は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 本会員 第6条第1項に基づき入会を承認された法人格を持つ団体または任意団体、または18歳以上の個人
- 二 特別会員 本コンソーシアムが諸活動を実施するにあたり、会長が特に必要と認めた法人、任意団体または18歳以上の個人

#### (会費の権利)

第8条 会員は、次の各号の権利を有する。

- 一 本コンソーシアムのメンバー間の交流会への参加
- 二 公開シンポジウム、セミナー、勉強会等の各種イベント開催案内の取得
- 三 スマートエスイーのWebページ (<https://smartse.jp/>) における会員団体名の掲載
- 四 第10条に定めるサービスを受ける権利
- 五 スマートエスイープログラム・個別セミナーのオンサイト実施の企画相談

#### (会員の義務)

第9条 会員は、次の各号の義務を負う。

- 一 第11条に定める会費の支払い
- 二 本コンソーシアムが定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程の遵守
- 三 運営委員会の議決の遵守
- 四 本コンソーシアムの目的を達成するための本事業への協力

(会員サービス)

第10条 会員は、第11条に定める会費を納入することで、次の各号に定める権利を行使できる。

- 一 総合領域を除く2科目分のスポット履修(1名ずつ)。  
ただし、定員に空きがある場合に限る。
- 二 スマートIoTシステム開発実習の履修(1名)。  
ただし、定員に空きがある場合に限る。
- 三 グローバル開発実習の履修(1名)ただし、定員に空きがある場合に限る。

(会費)

第11条 本コンソーシアム会員の会費は、第10条のサービスを受ける場合を除き、無料とする。本会員が会員サービスの権利を受ける場合には、別で定める会費を一口以上納入する。特別会員は無料とする。

- 2 会費は年会費制とし、原則として、事業年度ごとに前納一括払いとする。
- 3 会員が事業年度の途中で退会する場合、既に納入済みの会費の返金を行わない。

(運営)

第12条 本コンソーシアムの運営は、「スマートエスイー：スマートシステム&サービス技術の産学連携イノベティブ人材育成プログラム」運営委員会(以下「運営委員会」という。)が行う。

- 2 本コンソーシアムの会長は、運営委員会の会長が兼任する。

(事務局)

第13条 本コンソーシアムの事務局は、スマートエスイーの事務局と同一箇所(東京都新宿区)に置く。

- 2 本コンソーシアムの事務局は、運営委員会が設置する。

(解散)

第14条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの運営が困難となった場合に、運営委員会の議決を経て、会長が行う。

(会則の改廃等)

第15条 本会則の改廃については、運営委員会の議決を経て、決定する。

附 則

この会則は、平成31年2月21日から施行する。